



高压ガス販売店の
遵法チェックリスト

「販売店の遵法チェックリスト」による点検について

本チェックリストによる点検対象となる販売店は、都道府県に届出を行って高圧ガスを容器により取り扱い、周知の対象となる消費現場に高圧ガスを販売するほか、もっぱら液化石油ガスの取り扱いもあり、自ら高圧ガスの容器を所有しているものを想定しているが、単に販売届けを行って、容器の所有も、実態の伴う取り扱いを行っていない販売店についても十分使用に耐える内容になっているはずである。

本チェックリストのチェック項目は、各A～Nの表題に[□・・]書きの但し書きがないかぎり、法令等を充足するためには、すべての項目がチェックされなければならない、最低の基準をあげたものである。また各項目には、遵法に必要となるであろうヒントとして「補完情報」を付記されたものがあるが、「補完情報」として本チェック項目下欄に明記された補完対策例はあくまでも対策例であり、これに合致していなかったとしても法令等に違反しているとはいえないので、そのように認識しておかれない。

ただし、「できる」「している」「ルール化されている」というチェックをクリアしていると主張しても、具体的なアクションや、対策が社内に見当たらない場合には、その主張に信憑性がないといわれても仕方がない。その場合には、これらの補完対策例をクリアしていることや、別の補完対策を実行していることにより、本チェックリストを閲覧した行政等の理解が得やすいものと考えている。

すでに申し上げたように、本チェックリストの各項目は、すべて販売届けをして販売行為を行うものにとっては、必ずクリアしなければならないものである。各項目に対して欄左端にはその法令根拠などが示されている。各都道府県において、これでは不十分であるという指導が行われることはあるかもしれないが、法・規則をまともに捉えた場合、これらのチェックのどれひとつとしておろそかしては違反となるはずである。

(ただし法令違反は、立ち入り検査や事故が発生してその原因追求に確認されることでもなければ、きわめて見つかりにくいものであり、もし、違反があってもそれを違反とは認識するか否かが、行政単位ごとに違う可能性は否めないが)

ここで、販売届けの範囲にない移動、貯蔵、廃棄あるいは消費については、その対象とする設備やガスの種類、形態、量によってそれぞれ違うという事情を鑑みて、そのチェックの詳細は別のチェックシートに求めることとしたことをご了承いただきたい。販売では通常想定もされないが、これらの行為については、状況によっては保安法の禁止事項や、製造行為に当たることもあるので、法令を十分理解し、模範であるべき販売業者が自ら違反状態とならないよう注意されたい。

INDEX

A 高圧ガスの販売届に基づいて販売を行う	03
B 経済産業省令で定める対象消費先（以下で「対象先」という）に文書をもって周知を行う	04
C 高圧ガスの引渡先の保安台帳を作成する	05
D 高圧ガスに関して従業者に保安教育を行う	07
E 高圧ガス容器の出納には授受簿をつける	08
F 供給高圧ガス容器が「外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていない」容器（以下「問題ない容器」と称す）を確認する	09
G 圧縮天然ガスや液化石油ガスの容器を引き渡す場合	09
H 圧縮天然ガスまたは、液化石油ガスを燃料の用に供する消費者に当該ガスを販売する場合	09
I 所有容器に打刻するためKHKに登録し所有者記号番号を取得している場合	10
J 容器を所有している場合	10
K 一般複合容器等の期限管理	11
L 緊急事態、事故時	12
M 貯蔵／移動／廃棄などの基準を守る	13
N 消費をおこなう場合	13
O MSDSは、引き渡し先ごとに新たなガスの出荷時に必ず渡す	14
P 保安法その他のきまりに違反していない	14
高圧ガス販売店のための簡単な〇×	16

A 高圧ガスの販売届に基づいて販売を行う

No.	チェック項目	補完情報	根拠法令
A-01	<input type="checkbox"/> 新たな取扱いガスが発生するたびに、販売届の範囲であるか確認している		法第20条の4
A-02	<input type="checkbox"/> 販売届の内容について変更がある場合は、20日間以上前に届出を改廃できる	→補完 A2	
A-03	<input type="checkbox"/> 販売主任者が変更した場合は、遅滞なく選任（解任）届を提出できる	→補完 A3	一般則 第74条 液石則 第75条
A-04	<input type="checkbox"/> 販売の事業を廃止した場合、遅滞なく届け出するシステムが準備され、徹底されている		法第21条第5項
A-05	<input type="checkbox"/> 販売届の範囲にないガスを受注する場合は、出荷に先立ち、あらかじめ届出の変更届出などを行っている		法第20条の7
A-06	<input type="checkbox"/> 液化石油ガスの販売は、消費者が液化石油ガスを民生用途に使用することを想定して購入するかどうかを常に確認し、正しく対処している		「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第3条

補完対策例		
A2	A2-1	<input type="checkbox"/> 販売届の内容で変更が想定され、それによって届出が必要となる項目を洗い出し、販売主任者を含む複数の管理者等が常に組織的に、責任を持って認識している（個人法人など販売者の種類、販売所の名称、本社の所在地、販売所の所在地）
A3	A3-1	<input type="checkbox"/> 販売主任者以外に、販売主任者や製造保安責任者の免状取得者を雇用している <input type="checkbox"/> 販売主任者免状又は製造保安責任者免状の取得を奨励している

B 経済産業省令で定める対象消費先（以下で「対象先」という）に文書をもって周知を行う [□周知を行う販売が発生する可能性のない場合のみ省く]

No.	チェック項目	補完情報	根拠法令
B-01	□「周知させる」ことを確認している、または了承させている	→補完 B2	法第20条の5
B-02	□周知は毎年（前回配布から一年以内に）全対象先に対して行っている	→補完 B3	一般則 第39条 液石則 第40条
B-03	□対象先には新規販売契約締結と同時に行っている		
B-04	□長年取引がないため周知をしなくなった対象先があれば、取引が再開したときに周知が行えるようになっている		
B-05	□配布する文書は経済産業省令で定めた内容を網羅している	→補完 B4	
B-06	□液化石油ガスの燃料用途だけの周知も行っている		液石則 第40条第1項 第2号
B-07	□受領書*を受領し、専用の帳簿に転記している（転記する内容：周知した年月日、消費者の名称、住所、周知をした者の氏名）		一般則 第95条第3項 液石則 第93条第3項
B-08	□周知の状況を記録した帳簿は、最後に追記を行った日から二年間以上保存している		一般則 第95条 液石則 第93条
B-09	□周知を要する全ての対象先に行われたか確認できている	→補完 B5	

*受領書は法第20条の5第2項、第3項の行政による確認が正しく行われるために必要

補完対策例		
B2	B2-1	□周知をさせることを契約で締結している □周知する方法を保安台帳の原票などで承っている
	B2-2	□周知をさせることを約束した文章を受領書に付与して受領している
B2	B2-3	□周知を行う従業員に、事前にそのための資料配布／教育を行っている
B3	B3-1	□周知を規則で定められたタイミングで行えるよう、社内でルール化されており、それを行政に示して、問題ない方法であるか確認している
B4	B4-1	□周知文書は全溶連などの作成した法令に適合したものを利用している
B5	B5-1	□周知に先立ち、周知対象先をリスト化して明らかにしている
		□行われた周知の受領書によって、リストを消込みしている

C 高圧ガスの引渡先の保安台帳を作成する

No.	チェック項目	補完情報	根拠法令
C-01	<input type="checkbox"/> 高圧ガスのすべての引渡先ごとに、保安台帳を作成している	→補完 C2	法第20条の6第1項 一般則 第40条第1号 液石則 第41条第1号
C-02	<input type="checkbox"/> 保安台帳には、引渡先の名称及び所在地のほか「引渡し先の保安状況」が明記されている	→補完 C3	
C-03	<input type="checkbox"/> 定期的（ヶ月毎）に保安台帳の内容に誤りが（発生して）ないか確認している	→補完 C4	
C-04	<input type="checkbox"/> 引渡先において保安に関する指導、事故、教育などが行われた場合には、販売主任者の責任で引渡先に対する保安責任者等によって必ず記録されるよう徹底されている		法第31条の2第7項 一般則 第40条第1号 液石則 第41条第1号
C-05	<input type="checkbox"/> 販売を行う引渡先の保安台帳には、確認された販売先の販売業者の届出年月日が記載されている	→補完 C5	基本通達 II.政令関係 (2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について 第40条関係 (3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について 第41条関係
C-06	<input type="checkbox"/> 引渡先に対する販売上の保安責任者（在勤者）の氏名が記載されている	→補完 C6	
C-07	<input type="checkbox"/> 台帳書式は法令や指導を充足したものを使用している	→補完 C7	
C-08	<input type="checkbox"/> 液化石油ガスを消費する引渡先の保安台帳には、「引き渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配置図又は、配管の配置状況及び漏れ試験の結果並びに引き渡した容器を配管に接続したか否か及び接続しない場合はその理由」が書かれている	→補完 C8	基本通達 (3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について 第41条関係
C-09	<input type="checkbox"/> 液化石油ガスを消費する引渡先の保安台帳には、「消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等」が書かれている		
C-10	<input type="checkbox"/> 液化石油ガスを消費する引渡先に、引き渡した容器の種類及び数量は、別途容器管理台帳などで管理されている		

補完対策例		
C2	C2-1	□社内の取引開始手続きとして、保安台帳の作成がルール化されている
C2	C2-2	□容器授受簿ならびに売り上げ台帳などを基にして、すべての引渡先ごとに、保安台帳が作成されていることを確認する方法があり、定期的にチェックされている
C2	C2-3	□高圧ガスの直送を仕入れ先（遠隔地の同業者を含む）に依頼した場合であっても保安台帳は直接の窓口である販売店が責任を持って作成するが、代納業者が代行して作成してくれる場合で、どうしても自力で作成できない場合にはその責任分担を明確にした上でこれを依頼し作成してもらうようルール化している
C2	C2-4	□遠隔地の引渡し先に納品するため、同業他社に依頼して代納引渡しを行った引渡し先の保安台帳も、代納会社に依頼、あるいは担当者が一度は出張するなどして作成することがルール化され、実行されている
C2	C2-5	□遠隔地の同業他社から依頼され代納を行った引渡し先については、依頼元同業社の名称で「販売を行う引渡し先」の保安台帳を作成し、引渡し先の住所が記録され、一定の内容について管理されることが取引の都度依頼元同業社とあらかじめ打ち合わせされ、実行されている
C3	C3-1	□「引渡し先の保安状況」を記載する具体策として、全溶連の保安台帳様式を利用し、記載要領に基づいてすべての欄を埋めている
C4	C4-1	□保安台帳の記載内容が引渡し先の事情により変更された場合は、台帳の更新に協力するため消費者が連絡をするよう要請している □保安台帳の内容を消費者が確認できるように、原票の控または同等の内容の書面を引渡し先に授与している
C5	C5-1	□販売先には、あらかじめ高圧ガスを他人に譲渡する可能性がないか確認している
C5	C5-2	□販売先の販売届出書類の写しを保安台帳と併せて補完している □販売主任者または販売責任者を記載し、定期的にその在勤を確認している
C6	C6-1	□保安責任者の氏名には取得している免状が併記されている □保安責任者が販売主任者免状又は製造保安責任者免状を持たない場合は、早期に取得するよう奨励している
C7	C7-1	□保安台帳の書式は、保安院のチェックを受けた全溶連の新書式(2011年改訂)を利用している
C8	C8-1	□全溶連書式の「液化石油ガスを販売する場合の図面等」を必ず作成・添付している

D 高圧ガスに関して従業者に保安教育を行う

No.	チェック項目	補完情報	根拠法令
D-01	<input type="checkbox"/> 定期的にそのすべての従業者に保安教育を施している	→補完 D2	法第27条第4項
D-02	<input type="checkbox"/> 新入の従業者には、実務に着任する前に、職務ごとに適宜施す基礎教育を行っている	→補完 D3	
D-03	<input type="checkbox"/> 従業者に施す保安教育が公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止上十分であるか、都道府県が十分判断できるようにその記録を残す	→補完 D4	法第27条第5項

補完対策例		
D2	D2-1	<input type="checkbox"/> 集合教育の内容をビデオを収録するなどして、参加できなかった従業者にも配布・閲覧させている
D2	D2-2	<input type="checkbox"/> 直接、高圧ガスの業務に従事しない従業者全員にも、書面の注意事項を回覧している
D2	D2-1	<input type="checkbox"/> 高圧ガスの業務に従事しない従業者も含め、緊急時の対応、避難、連絡などの訓練を定期的に行っている
D2	D2-1	<input type="checkbox"/> 従業者に施した保安教育が公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止上十分であるか、都道府県にその計画や記録を提出して指導を受けている
D3	D3-1	<input type="checkbox"/> 基礎教育のカリキュラムが整備されている
D4	D4-1	<input type="checkbox"/> 高圧ガスに関する保安教育について、年間およびスキルの低い者に対する教育計画が明らかにされている
D4	D4-2	<input type="checkbox"/> 保安教育の効果が定期的に検証されており、計画が見直しされる機会がある

E 高圧ガス容器の出納には授受簿をつける

No.	チェック項目	補完情報	根拠法令
E-01	□液化石油ガス以外の授受（引き取りを含む）の場合には、充てん容器の記号及び番号、充てん容器ごとの高圧ガスの種類及び充てん圧力（液化ガスについては、充てん質量）、授受先並びに授受年月日を伝票から帳簿に転記している		法第60条第1項 一般則 第95条第3項 液石則 第96条第3項
E-02	□液化石油ガスの授受（引き取りを含む）の場合には、充てん容器の種類及び数、販売の年月日、販売先を伝票から帳簿に転記している		
E-03	□容器の所在管理を確実にを行うため、容器管理の帳簿は、帳簿を作成した日から二年間以上保存している	→補完 E2	
E-04	□販売したもののだけでなく、仕入れたもの、持ち込み容器、管理者不在放置容器の授受など、すべての高圧ガス容器について授受簿を完備している		

☆容器による授受や、該当する販売が行われていない場合は「している」を「できる」と読み替えてチェックする

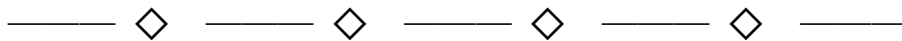
補完対策例		
E2	E2-1	□帳簿は出荷と返却を対にして記録する様式をとっているため、返却をもって帳簿の記載完了と考え、その日から二年間保存している
	E2-2	□容器の所在管理が高圧ガス容器授受簿の目的であるため、帳簿の保存期間内に容器の完全返却を徹底している

F 供給高圧ガス容器が「外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていない」容器（以下「問題ない容器」と称す）を確認する

No.	チェック項目	補完情報	根拠法令
F-01	<input type="checkbox"/> 充てん容器等の引渡しは、問題ない容器をもつて引渡ししている	→補完 F2	法第20条の6第1項 一般則 第40条第2号 液石則 第41条第2号

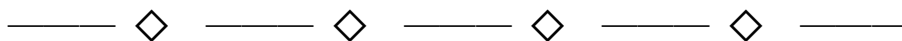
補完対策例			
F2	F2-1	<input type="checkbox"/> 引渡時に引渡先に確認させ、問題ない容器である確認をしたことを受領書に明記させている	
F2	F2-2	<input type="checkbox"/> あらかじめ滞留期限を契約し、問題ない容器の間に徹底回収する	
F2	F2-3	<input type="checkbox"/> LGC 容器を転倒、落下させた場合や、外面や下面についても、損傷のあるものは落下転倒したおそれがあるので、この容器による引渡は差し控え、メーカーに連絡し、使用の可否を判断している	

※引渡時に問題ない容器でも、消費先から「最初からではないか」と言われなため



G 圧縮天然ガスや液化石油ガスの容器を引き渡す場合

Go.	チェック項目	補完情報	根拠法令
G-01	<input type="checkbox"/> 充てん期限の明示があり、充てん期限を6か月以上経過していないか確認している		法第20条の6第1項 一般則 第40条第3号 液石則 第41条第3号



H 圧縮天然ガスまたは、液化石油ガスを燃料の用に供する消費者に当該ガスを販売する場合

No.	チェック項目	補完情報	根拠法令
H-01	<input type="checkbox"/> 空気ポンプ水柱用マンメーター等、配管の気密試験のための器具又は設備を社内に常備している	→補完 H2	法第20条の6第1項 一般則 第40条第5号 液石則 第41条第5号

補完対策例			
H2	H2-1	<input type="checkbox"/> 利用方法がマニュアル化され、関係者に指導されている	

☆本ページのすべてについて現状該当がない場合も、「している」を「できる」と読み替えてチェックする

I 所有容器に打刻するためKHKに登録し所有者記号番号を取得している場合
 [□KHKに登録して所有者記号番号を取得していない場合は省く]

No.	チェック項目	補完情報	根拠法令
I-01	□所有する容器のうち、管理業務を委託していない液化石油ガス以外の容器には、KHKに登録して取得した所有者記号番号を打刻している		法第47条第1項
I-03	□所有者記号番号をKHKに登録していない他者から、その所有容器の管理業務を受託した場合は、自らがKHKに登録された所有者記号番号を打刻している	→補完 I2	容器則 第10条第1項 第3号 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示 第1条第2項第4号ホ
I-04	□他者の所有容器の管理業務を委託されて、代理登録している場合には、その届け出に必要な書類*を更新時に添付している		保安協会文書 「容器所有者登録の更新申請について」
I-05	□KHKへの容器登録は3年の期限ごとに更新している		

※代理登録には、KHKから容器管理業務委託契約書の添付が要求されている

★(I-03~I-04 現在管理受託を行っていない場合、万が一行った場合にできる場合はチェック)

補完対策例		
I2	I2-1	□代理登録の依頼者とは、容器管理業務委託契約を完全締結している □容器管理業務委託契約を期限ごとに更新している



J 容器を所有している場合

[□容器を所有していない場合は省く]

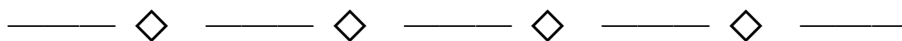
No.	チェック項目	補完情報	根拠法令
J-01	□所有する容器のうち、管理業務を委託契約した容器には、自ら又は管理業務受託者の「氏名等」を明示している		法第47条第1項 容器則 第10条第1項 第3号
J-02	□所有する容器のうち、管理業務を委託していない液化石油ガスの容器には、「氏名等」を塗料やはがれないシール/票紙などで表示している（あるいは該当容器を所有していない）		基本通達 (9) 容器 保安規則の運用及び 解釈について 第10条関係

K 一般複合容器等の期限管理

No.	チェック項目	補完情報	根拠法令
K-01	<input type="checkbox"/> 取り扱う一般複合容器*等であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過するものを管理し、期限内に処分できる	→補完 K2	一般則 第18条第2号 へ 一般則 第50条第3号

*一般複合容器等：容器保安規則第二条第十一号 に規定する一般複合容器、同条第十二号 に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号 に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十四号 に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二 に規定する圧縮水素運送自動車用容器

補完対策例		
K2	K2-1	<input type="checkbox"/> 取り扱う一般複合容器の使用期限までに、あらかじめ容器を回収し処分する手続きが徹底されている



L 緊急事態、事故時

No.	チェック項目	補完情報	根拠法令
L-01	<input type="checkbox"/> 高圧ガス販売のための施設や高圧ガス容器が危険な状態となつたときは、直ちに、経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置を講じることができる	→補完 L2	法第36条第1項
L-02	<input type="checkbox"/> 販売所において、だれでも認識できるように、火気を禁止する場所を警告している*		法第37条第1項
L-03	<input type="checkbox"/> 販売所において、だれでも認識できるように、発火しやすいものの携帯を禁止する場所を警告している*		法第37条第2項
L-04	<input type="checkbox"/> 所有、または占有する高圧ガスについての災害の発生や高圧ガス容器を喪失し、又は盗まれたときは遅滞なく、都道府県知事に届け出できる	→補完 L3	法第63条第1項

*警告する場所がまったくないという場合も、今後そのような場所ができた場合には「警告する」としてチェック

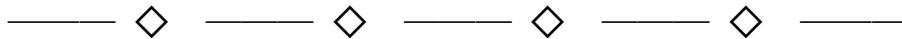
補完対策例		
L2	L2-1	<input type="checkbox"/> 緊急連絡先が掲示され、各自の役割が徹底されている
L2	L2-2	<input type="checkbox"/> 定期的に緊急対応、非難、連絡などの訓練が行われ、さまざまな陣容や状況での緊急事態に対応できるよう準備している
L3	L3-1	<input type="checkbox"/> 行政への遅滞ない届出の手順や担当が明確であり、徹底されている

M 貯蔵／移動／廃棄などの基準を守る

No.	チェック項目	補完情報	根拠法令
M-01	<input type="checkbox"/> 新たな高圧ガスの入庫のたびに、あらかじめ貯蔵・配送できるか確認している	→補完M2	法第15条第1項
M-02	<input type="checkbox"/> 貯蔵の申請状況等にあわせ経済産業省令で定める貯蔵の技術上の基準に適合している		
M-03	<input type="checkbox"/> 高圧ガスを移動する場合、経済産業省令で定める移動の技術上の基準に適合している		法第23条第1項
M-04	<input type="checkbox"/> 経済産業省令で定める移動の技術上の基準を充足しているか運送の度に点検している		法第23条第2項
M-05	<input type="checkbox"/> 運送車両などの設備について、経済産業省令で定める移動の技術上の基準を充足する準備があるか、定期的に点検している		
M-06	<input type="checkbox"/> 高圧ガス廃棄業務を行う場合、経済産業省令で定める廃棄の技術上の基準に適合している		法第25条第1項

補完対策例		
M2	M2-1	<input type="checkbox"/> 保安法の関係項目について従事者全員が熟知し、別途事業所等の状況に応じたチェックリストを用いて、適宜チェックを行っている

※別途、状況別に一枚もののチェックシートが必要



N 消費をおこなう場合

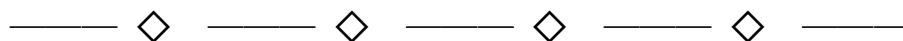
No.	チェック項目	補完情報	根拠法令
N-01	<input type="checkbox"/> 高圧ガスを消費する場合、経済産業省令で定める消費の技術上の基準に適合している		法第24条の2～ 法第24条の5
N-02	<input type="checkbox"/> 高圧ガスを消費する場合は、自社の消費する部門を引渡し先として販売に必要なすべての手続き（保安台帳の作成ほか）を行うか、当該ガスの仕入先に消費することを連絡している		高圧ガス保安法

☆本ページのすべてについて現状該当がない場合も、「している」を「できる」と読み替えてチェックする

○ SDS は、引き渡し先ごとに新たなガスの出荷時に必ず渡す

Po.	チェック項目	補完情報	根拠法令
O-01	<input type="checkbox"/> 取扱いするすべてのガスの「化学物質安全性データシート」をあらかじめ備えている		化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針 平成五年三月二十六日
O-02	<input type="checkbox"/> 引渡先（の事業者）にはじめて出荷するガスかわかるよう手順化されており、その引渡の際に交付している	→補完 O2	

補完対策例			
O2	O2-1	<input type="checkbox"/> あらかじめ「電磁的方法」によって提供することを、当該相手方に対し電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている <input type="checkbox"/> 当該相手方に対してあらかじめ示した電磁的方法の種類及び内容により、高圧ガスの引渡と同時に提供している	
O3	O3-1	<input type="checkbox"/> 伝票発行や容器管理システムなどによって、引渡先（の事業者）にはじめて出荷するガスが発生したとき、同時にSDSが出力され、配布するよう徹底している	



P 保安法その他のきまりに違反していない

Po.	チェック項目	補完情報	根拠法令
P-01	<input type="checkbox"/> 許可要件の行為を無許可で行っていない	→補完 P2	高圧ガス保安法
P-02	<input type="checkbox"/> 届出要件の行為を無届で行っていない		
P-03	<input type="checkbox"/> 消防法、地域の条例、高圧ガス容器の保安指針などにしたがっている		消防法、関係法令 条例、指針等

補完対策例			
P2	P2-1	<input type="checkbox"/> 高圧ガスに携わる従業者が十分に法令を理解しており、定期的にチェックしている	
P2	P2-2	<input type="checkbox"/> 法令や規則、条例、指針の改訂を定期的に確認し、適合しているか確認している	

Q 貯蔵の基準診断例

No.	チェック項目	補完情報	根拠法令
－ 高圧ガスを容器で貯蔵する場合 [法第15条第1項] －			
Q-01	<input type="checkbox"/> 貯蔵時は必ず「貯蔵の基準」を満たす容器置場におく（移動時などに一時的に仮置きする容器置場も「貯蔵の基準」を守る）。		一般則第6条第2項第8号イ 液石則第6条第2項第7号イ
Q-02	<input type="checkbox"/> 容器温度は40℃以下を保持できるよう対処している		一般則第6条第2項第8号ホ 液石則第6条第2項第7号二
Q-03	<input type="checkbox"/> 置場には不要なものをおかない		一般則第6条第2項第8号ハ 液石則第6条第2項第7号ク
Q-04	<input type="checkbox"/> 充填容器と残ガス容器の別に分けて置いている		一般則第6条第2項第8号イ 液石則第6条第2項第7号イ
Q-05	<input type="checkbox"/> 駐車車輛の上などで二時間以上保管しない		一般則第18条第2号ホ 液石則第19条第2号イ
Q-06	<input type="checkbox"/> 5リットルを超える容器は転落、転倒等を防止し、バルブの損傷／胴部への衝撃を回避するとともに、粗暴な取扱いをしない		一般則第6条第2項第8号ヘ 液石則第6条第2項第7号ホ
Q-07	<input type="checkbox"/> 不活性ガス及び空気以外のガスは引火性又は発火性の物を置かず、置場から2m以内の火気の使用を禁止している		一般則第6条第2項第8号ニ 液石則第6条第2項第7号ハ
Q-08	<input type="checkbox"/> 毒性、可燃性、酸素の別に分けて置いている		一般則第6条第2項第8号ク
Q-09	<input type="checkbox"/> 可燃性ガスの容器置場に携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らない		一般則第6条第2項第8号ト 液石則第6条第2項第7号ヘ
Q-10	<input type="checkbox"/> 可燃性ガス・毒性ガスは通風のよい場所で貯蔵している		一般則第18条第2号イ 液石則第19条第2号ク
－ 貯蔵所（及び準拠する置場）の場合 [一般則第6条第1項第42号・液石則第6条第1項第35号] －			
Q-11	<input type="checkbox"/> 容器置場の外部から見やすいように警戒標を掲げる		一般則第6条第1項第42号イ 液石則第6条第1項第35号イ
Q-12	<input type="checkbox"/> 保安物件に対し十分な距離をとる、または相応の処置をとる		一般則第6条第1項第42号ハ 液石則第6条第1項第35号ハ
Q-13	<input type="checkbox"/> 可燃性ガス及び酸素には、直射日光を遮るための措置をとる		一般則第6条第1項第42号ホ 液石則第6条第1項第35号ホ
Q-14	<input type="checkbox"/> 可燃性ガスの置場は、ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とする		一般則第6条第1項第42号ヘ 液石則第6条第1項第35号ヘ
Q-15	<input type="checkbox"/> 可燃性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場には、消火設備を設ける		一般則第6条第1項第42号又 液石則第6条第1項第35号チ
Q-06	<input type="checkbox"/> 特殊高圧ガス、シアン化水素等の貯蔵については、相応の措置を行う		一般則第6条第1項第42号チ

R 移動の基準診断例

No.	チェック項目	補完情報	根拠法令
－ 高圧ガスを主に容器で運搬する場合 [法第23条第1項] －			
R-01	<input type="checkbox"/> 2時間以上駐車した車両に積載しない		一般則第18条第2号ホ 液石則第19条第2号イ
R-02	<input type="checkbox"/> 密閉荷台での搬送をしなければならない場合は十分な換気をおこなう		
R-03	<input type="checkbox"/> 適宜「移動の基準」が満たされているか確認している		法第23条第1項
	<input type="checkbox"/> 充填多孔物質が珪酸 Ca でないアセチレンや、液化塩素、液化炭酸ガス等を除く液化ガスは立て積み、他は横積みにするか、十分な転倒転落の防止措置をとる。		基本通達
R-04	<input type="checkbox"/> 40℃以下を保持し、消防法における危険物などとの混載はしない		一般則第50条第2号 液石則第49条第2号 一般則第50条第5号 液石則第49条第6号
R-05	<input type="checkbox"/> 5リットルを超える容器を移動するときは転倒転落を防止し、バルブを保護する		一般則第50条第4号 液石則第49条第4号
R-06	<input type="checkbox"/> 酸素と可燃性ガスのバルブを向き合わさないよう積載している	一般則第50条第6号	
－ 20リットルを超える容器か、合計40リットルを超える量を車両で運ぶ場合 －			
R-07	<input type="checkbox"/> 高圧ガス警戒標識を前後からみやすいところに掲示している		一般則第50条第1号 液石則第49条第1号
R-08	<input type="checkbox"/> 不活性ガスを除いてイエローカードを携帯している		一般則第49条第21号 液石則第48条第18号 基本通達
	<input type="checkbox"/> イエローカードには応援を受ける高圧ガス防災事業所等の連絡先を添付している		
R-09	<input type="checkbox"/> 移動中、駐車時には特別な注意を払う		一般則第50条第11号 液石則第49条第7号
R-10	<input type="checkbox"/> 可燃性、酸素、三フッ化窒素は点検された消火器・防災保安工具を携行している		一般則第50条第8号 液石則第49条第5号
R-11	<input type="checkbox"/> 毒性ガスは保護具並びに応急資材、薬剤及び工具等を携行している		一般則第50条第9号
R-12	<input type="checkbox"/> さらに一定以上の量※1の運搬は「多量の高圧ガスの移動のきまり※2」を守る		一般則第50条第12号 液石則第49条第8号

※1 圧縮ガスで容積300m³以上の可燃性ガス及び酸素または容積100m³以上の毒性ガス、液化ガスで質量3t以上の可燃性ガス及び酸素または質量1t以上の毒性ガス

※2 一般則第49条第17号から第20号および液石則第48条第14号から第18号の基準をいう

付 録

高圧ガス販売店のための簡単な○×問題

なまえ

1. () 周知は前年の周知が前年度内に終わっていれば、今年の分は今年度中に終わらせれば違反にはならない
2. () 基本通達によれば、引取りを希望する引渡先でも、液化石油ガスの販売においては、引き渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配置図が保安台帳の記載内容として求められる
3. () 液化石油ガスの授受の場合には、充てんされたキロ数と容器の記号番号、販売の年月日、販売先を授受簿に記録しなければならない
4. () 周知の受領書は、特にその内容を転記しなくても、各引渡先の保安台帳とともに保管していれば適法である
5. () 新規の顧客が周知対象先であった場合、今期の定時周知が間近であれば、法的にはそれ以前に周知を行う義務はない
6. () 販売店が高圧ガスの供給に使用している容器が、消費先で盗難にあった場合、供給容器すべてについて占有者である消費者同様、供給者である販売店も行政などに届出する法的義務がある
7. () 保安台帳は引渡し現場は複数あっても、請求先ごとに作成しておけば適法である
8. () 高圧ガス販売届けを行っていない事業所が、別法人の高圧ガス販売業者からその販売先の一部を譲り受けて高圧ガスの販売を開始する場合、継承届けを行うと定められている
9. () 周知文書を配布した引渡先で、逆火防止器の非装着や、溶接技能者講習の受講以外による溶接作業などを行っていることがわかっていて是正していない場合、販売業者も罰せられる
10. () 基本通達によれば、保安台帳に記録する販売上の保安責任者（販売店側）は、販売主任者免状の取得者でなければならない
11. () 高圧ガス販売業者は、販売届けにないガスの出荷は、事前に変更して承認をえておく必要がある
12. () 過去に取引があり周知を行っていた引渡先に、数年間取引がなくて周知を行っていなかったとしても、対象の取引が復活した場合には、次回の定期配布時期に周知を行えば適法である
13. () 高圧ガス販売業者は、屋号の変更や、個人から法人への変更は、必ず変更届を出さなければならない
14. () 新規の顧客が周知対象先であって、販売契約の締結から最初の納品までの期間が長かった場合の最初の周知は、最初の取引の際に行うと定められている
15. () 高圧ガス販売業者は、販売届けを行った住所が変更した場合は、必ず変更届を出さなければならない

16. () 高圧ガス容器は、仕入れ、販売については授受簿が義務付けられているが、放置容器の回収の場合には義務付けられていない
17. () 高圧ガスを授受するのであれば、その相手が販売店や製造事業所であっても、いかなる相手にも保安台帳は作成しておかなければ違反である
18. () 周知文書を渡し、受領の証をうけとっておけば、引き渡した事業所において周知させたかどうか確認する法的義務はない
19. () 高圧ガス 販売業者は、会社組織が解散した場合は、販売届けの廃止届けを出す必要はない
20. () 周知文書を手渡した場合、引き渡した事業所の担当者が署名捺印した受領書を受領していない場合は、当然周知の義務違反となる
21. () 容器の外面に、はなはだしい腐食、割れ、すじ、しわ等がある容器により、高圧ガスを引き渡したことがわかった場合、販売に係わる技術上の違反として罰せられる
22. () 酸素とアセチレン、それぞれのMSDSに、逆火防止器の義務と、溶接技能者講習の受講の必要性を書いたメモ書きを添付したもので、充分周知を文書で行ったことになる
23. () 保安台帳は「作成してあること」が重要であって、最新の状況と一致していなければならないとは決められていない
24. () 販売店における高圧ガスの保安教育は、販売店の中では、高圧ガスの取り扱い者のみに行われていけばよい
25. () 周知対象先が、液化石油ガスを購入していても、酸素を利用せず、溶接や溶断の用途に使用していないときは、周知を行う法的義務はない
26. () 車両により引取りを希望する引渡先に対しては、MSDSとともにイエロー・カード（注意事項を記載した書面）も配布しなければ、販売業者が違反に問われる
27. () 高圧ガス 販売業者の販売する液化石油ガスは、圧倒的に工業用への利用が多い場合は、その一部の容器が民生用に利用されても問題ない
28. () 酸素とアセチレンを利用している引渡先であれば、周知は必ず行わなければならない
29. () KHKに容器の所有登録をしたものは、液化石油ガス容器を除くすべての所有容器に、取得した記号番号を刻印しなければならない
30. () 容器の授受簿には、液化ガスであれば充てん質量、気ガスであれば充填量（立米数）を記載しておかなければならない

不回答数	間違った数	正解数
個	個	個

「高圧ガス販売店のための簡単な〇×問題」
の答え合わせ 法に照らし合わせるとすべて×
※ただし、都道府県によっては×と言わない行政もあるかもしれません。

高圧ガス販売業者の遵法チェックリスト製作委員会